埼玉県

＜報道発表資料＞

県民生活部　防犯・交通安全課
総務・交通安全担当　西中・木村
直通 048-830-2960
代表 048-824-2111 内線 2951
E-mail: a2950-03@pref.saitama.lg.jp

令和８年１１月２０日

１１月２１日から上尾市を「交通事故防止特別対策地域」に指定します

県では、市町村交通事故防止特別対策推進要綱を定め、交通死亡事故が多発している市町村を**３か月間「交通事故防止特別対策地域」として指定**し、集中的な交通安全対策に取り組むこととしています。

上尾市では、令和８年１０月から１１月までの２か月間に交通事故で亡くなった方が４人と、交通死亡事故が多発していることから、同市を「交通事故防止特別対策地域」に指定します。

●交通事故防止特別対策地域指定概要

１　指定期間

令和８年１１月２１日（土）から令和９年２月２０日（土）までの３か月間

２　指定地域

上尾市

３　指定理由

過去２か月間における交通事故死者数が４人に達したため。

（令和８年１０月に３人、１１月に１人亡くなっています。）

４　取組内容

上尾市では市長を本部長とする交通事故防止特別対策本部を設置し、特別対策の推進計画を策定して集中的な対策を行います。

また、県や県教育委員会、県警察本部及びその他関係機関・団体も相互に協力し、同市における交通安全対策に集中的に取り組みます。

５　その他

令和８年度の交通事故防止特別対策地域の指定は１回目です。